

令和7年度北谷町ハワイ短期留学派遣生募集要項

1 目的

次代を担う中高校生をハワイに派遣することで、これらの者がその国の風土及び文化に接し、青少年の交流を通して相互理解を深め、国際性豊かな人材育成及び国際社会に適応する能力の向上を図ることを目的とする。

2 派遣内容

課外学習（午前）、ハワイ東海インターナショナルカレッジ講師による語学学習（午後）、北谷・嘉手納町人会との交流会、ホームステイ体験等

3 派遣先

アメリカ合衆国ハワイ州（ハワイ東海インターナショナルカレッジ）

4 派遣及び研修期間

- （1）派遣期間（夏休み）令和7年7月21日（月）～8月7日（木）（18日間）
- （2）事前研修 令和7年6月～7月（10回程度）
- （3）事後研修（報告会等） 令和7年9月～10月（3回程度）

5 派遣人数

中学生及び高校生（新中学2年生～新高校3年生）14人以内

6 応募資格

北谷町在住の中学生及び高校生で、次の条件を満たす者とする。

- （1）北谷町に住民登録をしている者（令和7年4月1日現在北谷町に住民登録がされ、引き続き住所を有する者）
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく、中学校又は高等学校等に在学している者（令和7年4月1日現在）
- （3）英語圏生活経験者及びこれに類似する生徒でない者
- （4）家庭等で英語を母国語として使用していない者
- （5）健康で2週間程度の海外生活に耐え、団体行動のとれる協調性のある者
- （6）海外体験学習に意欲的で郷土文化、歴史、異文化交流等に興味がある者
- （7）財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定試験を中学生については3級以上、高校生については準2級以上に合格した者、又はそれと同等の英語力のある者
- （8）町が実施する英国派遣交流視察研修事業及び本事業へ参加したことのない者
- （9）保護者の承認及び在学する学校長の推薦が得られる者
- （10）事前研修及び事後研修（報告会等）に必ず参加し、派遣終了後3週間以内に研修報告書を提出できる者
- （11）町及び教育委員会が主催する事業について協力依頼がある場合に積極的に協力できる者
- （12）町が指定する期日までに海外渡航に必要なパスポートの提出が可能な者

7 参加申込書の受付

- (1) 受付期間：令和7年3月28日（金）～4月22日（火）（土日祝祭日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分（郵送の場合は4月24日必着）
- (2) 受付場所：北谷町教育委員会 教育部 社会教育課（北谷町役場3階）
〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号
電話 098-982-7707

8 提出書類

- (1) 令和7年度北谷町ハワイ短期留学派遣参加申込書
- (2) 令和7年度北谷町ハワイ短期留学派遣推薦書（開封無効）
 - ※ 学校側での作成に時間を有する書類となるので、早めに担任等へ依頼すること。
- (3) 令和7年度北谷町ハワイ短期留学派遣誓約書
- (4) 作文（400字詰め原稿用紙2枚、600字以上800字以内）
タイトル「私とハワイ短期留学」
 - ※ 内容：①応募の動機や研修目的 ②交流で伝えたい北谷町の魅力について ③短期留学で学んだことを帰国後どのように自分の関わる地域や社会に生かしていきたいと考えているか。などを具体的に記載（パソコン印字又はボールペン記入）。
 - ※ 2行目には「学校名、学年、氏名」を記載すること。
- (5) 住民票謄本（本籍、続柄表示のあるもの）
- (6) 令和6年度納税証明書又は非課税証明書（保護者分）
- (7) 要保護世帯又は準要保護世帯等の認定を証明できる書類

9 選考方法

派遣生の選考は、提出書類及び面接（英語と日本語）等で行う。

10 選考試験日及び場所

- (1) 試験日：令和7年5月10日（土）
開始時間については参加申込後にお知らせします。
- (2) 場 所：北谷町役場3階 会議室
試験案内については、4月30日（水）に参加申込書内の住所へ発送。

11 選考結果の発表

令和7年5月12日（月）に町ホームページにて派遣決定者の番号を掲載。
なお、受験結果については、学校側にも通知しますので、ご了承ください。

12 経費

- (1) 派遣生は派遣費の3割を負担する。ただし、個人負担額の上限を10万円とし、これを超過した金額については町が負担する。
（令和6年度実績：研修費用は約68万円、個人負担額は10万円）
- (2) 要保護世帯又は準要保護世帯等の負担額については別で定める。
- (3) 派遣生負担額については、事業者に直接支払うものとする。
- (4) 派遣決定後、派遣生個人の理由又は資格取消により本事業をキャンセルする場合は、派遣生負担額の返金はしない。
- (5) 派遣生個人の理由等によるキャンセル料金や航空旅費等が派遣生負担額を超える

場合は、全額派遣生負担とする。

(6) 派遣費に含まれるものは次のとおりとする。

- ① 派遣に係る交通機関の利用運賃（航空運賃）
- ② 空港施設費用、燃料サーチャージ料等
- ③ 研修施設及びホームステイ滞在費、食事代等（ボランティアに対する謝礼金）
- ④ 語学等研修授業に係る経費（テキスト代、教材費等）
- ⑤ 渡航手続き代行費用
- ⑥ 事前研修に要する費用（テキスト代等）
- ⑦ 海外旅行総合保険

(7) 次の費用については、全ての派遣生について別途個人負担とする。

- ① 派遣に係る交通機関の利用運賃（バス賃）
- ② 旅券（パスポート）取得に関わる費用（印紙、証紙等）
- ③ 超過航空手荷物料金（国内線 10kg 以上、国際線 23kg 以上）
- ④ 自宅から集合・解散場所までの交通費及び宿泊費
- ⑤ その他個人的経費（荷物宅配料、電話、切手、クリーニング、お土産等）
- ⑥ その他団体行動中の税、サービス料、入場料、チップ等

13 派遣生の責務

- (1) 派遣決定後から派遣前後及び派遣中の健康管理、荷物の管理等については、自己の責任において行うこと。
- (2) 派遣先関係者、ホームステイ受け入れ家庭及び引率者の指示や助言に従い、団体行動をすること。
- (3) 派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意に起因した傷病、損害並びに不慮の事故、天災、異変等により生じた傷病、損害に関して一切の責任を追及しないこと（補償については、個人と保険会社との契約の範囲内とする。）。
- (4) 派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意により他人にケガや損害を与えた場合、そのケガや損害に関して一切の責任を追及しないこと。

14 その他

- (1) 世界情勢の変化によっては、派遣生の安全確保を最優先に考え、ハワイ短期留学派遣を中止することもある。
- (2) 派遣事業出発前に、派遣生に健康上の理由又は派遣生として不適当な事由が生じた場合、その資格を取り消す。また、出発後に、派遣生に不適当な事由が生じた場合、その派遣生の資格を取り消し、帰国させることができる。この場合において、帰国に要する費用は個人負担とする。
- (3) ハワイ短期留学派遣生は、北谷町が実施する英国派遣事業への参加はできない。
- (4) ハワイ短期留学の効果を検証するため、ハワイ短期留学派遣後に進路等について調査を行う。
- (5) 一部民間事業者へ委託するものとし、合格者は、パスポートの写し、健康診断書、常備薬の英語表記の処方箋類を提出すること。
- (6) 上記パスポートの写しについては、令和7年6月2日(月)までに提出すること。
(北谷町役場住民課窓口での発券手続きについては3週間程度の期間を要するので事前に必要な手続きを確認する等に留意。) なお、パスポートは海外渡航手続きに必要となるので、期限内に提出できない場合は決定の取り消しを行う場合がある。